

人材養成の目的等に関するガイドライン

第1章 ガイドラインの趣旨

(趣旨)

- 1 このガイドラインは、大学院設置基準及び大学設置基準の関連規定に基づき、法学研究科(法学政治学専攻前期博士課程・後期博士課程、法曹養成専攻)・法学部の理念、人材養成の目的、及び学生受入方針(アドミッション・ポリシー)を定めるものである。

第2章 法学研究科法学政治学専攻の人材養成の目的等

(法学政治学専攻の理念)

- 2 法学研究科法学政治学専攻は、法学政治学の研究者と高度職業人を養成する最高水準の教育・研究をめざす。

(法学政治学専攻前期博士課程の人材養成の目的)

- 3 法学研究科は、次のとおり、法学政治学専攻前期博士課程の人材養成の目的を定める。
 - (1) 比較法的・歴史的・基礎法的研究を行う能力を身につける。
 - (2) 政治に関する高度の研究を行う能力を身につける。
 - (3) 法学・政治学に関する高度の専門性を必要とする職業を担う能力を身につける。

(法学政治学専攻前期博士課程の学生受入方針)

- 4 法学研究科は、次のとおり、法学政治学専攻前期博士課程の学生受入方針を定める。
 - (1) 法学的・政治学的問題に豊かな関心を持ち、解決策を模索する強い意志を持つ人。
 - (2) 実務経験の中で生じる問題を、法学的・政治学的観点から考察しようとする意志を持つ人。
 - (3) 法学・政治学の高度の研究を遂行するために不可欠な基礎的知識を持つ人。
 - (4) 自己の見解を論理的に構築・展開して、相手に説明し正当化する能力を持つ人。

(法学政治学専攻後期博士課程の人材養成の目的)

- 5 法学研究科は、次のとおり、法学政治学専攻後期博士課程の人材養成の目的を定める。
 - (1) 比較法的・歴史的・基礎法的研究を自立して行う能力を身につける。
 - (2) 政治に関する高度の研究を自立して行う能力を身につける。

(法学政治学専攻後期博士課程の学生受入方針)

- 6 法学研究科は、次のとおり、法学政治学専攻後期博士課程の学生受入方針を定める。
 - (1) 法学的・政治学的問題に深い関心を持ち、解決策を模索する強靱な意志を持つ人。
 - (2) 自立した研究者として、法学・政治学の高度の研究を遂行するために不可欠な法学的・政治学的知識を持つ人。
 - (3) 法学・政治学の通時的・共時的研究をするために必要な外国語の能力を持つ人。
 - (4) 自己の見解を論理的に構築し、それを文章化して広く世に問う能力を持つ人。

第3章 法学研究科法曹養成専攻の人材養成の目的等

(略)

第4章 法学部の人材養成の目的等

(略)

平20年2月26日教授会承認
平26年1月28日一部変更